

四街道市学校給食用食材調達要領

1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により行う学校給食用食材(以下「食材」という。)の調達について、必要な事項を定めるものである。

2 本要領の対象となる食材

本要領の対象となる食材は、価格競争のみによりその購入を決定することができない食材とする。ただし、米飯、パン等の主食用食材及び牛乳は除く。

3 食材の納入事業者

食材を納入する事業者(以下「納入事業者」という。)は、学校給食の意義、役割からその重要性を理解し、安全で衛生的かつ新鮮、良質な食材を吟味して納入する事業者でなければならない。

4 契約及び納入事業者に発注する食材の決定

- ① 市は、「3 食材の納入事業者」に規定する納入事業者と別紙「四街道市学校給食用食材供給契約書」により食材供給契約を年度毎に締結するものとする。ただし、地場産野菜等の生産者からの納入についてはこの限りではない。
- ② 年度の途中に食材供給契約の締結を行う場合は、その契約期間は当該年度末までとする。
- ③ 市は、価格及び品質等を総合的に判断し、発注する食材及び納入事業者を決定するものとする。
- ④ 市は、発注する食材の決定のため、納入事業者に対し必要に応じて参考価格表等又は見本、若しくはその両方の提出を求めるものとする。
- ⑤ 食材のうち調味料等の一部又は全部については、④の規定にかかわらず、別に定める見積合わせの方法により発注する食材及び納入事業者を決定するものとする。

5 発注

- ① 市は、食材の発注について、「4 契約及び納入事業者に発注する食材の決定」の各項の規定により決定した食材の納入事業者に対し、納入する月の前月の最終営業日から起算し、5営業日前までに文書により発注することとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ② 発注を行った後に発注量等に変更が生じた場合は、食材の納入日の前々日までに連絡するものとする。

6 納入及び検査

- ① 納入事業者は、「5 発注」に規定する発注に基づき、市が指定する日時に食材の納入をしなければならない。
- ② 市は、納入事業者による食材の納入があったときは、直ちに検査を行い、検査に合格したものについて、その引き渡しを受けるものとする。

7 食材の価格

- ① 食材の価格は納入時における食材ごとの単価によるものとする。ただし、その価格は「4 契約及び納入事業者に発注する食材の決定」に規定する参考価格表等の単価又は小

売等の単価を基準とする。

- ② ①の規定にかかわらず、「4 契約及び納入事業者に発注する食材の決定 ⑤」に規定する見積合わせにより発注を決定した食材の価格は、見積合わせにより決定する単価とする。

8 請求及び支払

市は、納入事業者からの請求により食材の購入代金を支払う。

9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、「4 契約及び納入事業者に発注する食材の決定 ⑤」及び「7 食材の価格 ②」の規定については、平成29年度第2学期分の食材の発注から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

四街道市学校給食用食材供給契約書

1 件名

四街道市学校給食用食材(主食用食材除く)購入

2 納入場所

発注により指定する四街道市の各市立小中学校及び各学校給食共同調理場

3 納入期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他

購入品目、購入数量未確定のため単価契約とし、別添の条項により支払うものとする。なお、本契約は基本的な契約条件等を定めたものであり、この契約の締結をもって発注が確約されるものではない。

学校給食用食材のうち、主食用食材及び牛乳を除く食材(以下「食材」という。)の納入について発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市
四街道市長

印

乙

印

(総則)

第1条 乙は学校給食の意義、役割から、その重要性に鑑み安全で衛生的かつ新鮮、良質な食材を吟味して甲に納入するものとする。

(発注)

第2条 甲は、食材ごとに価格及び品質等を総合的に判断し乙に発注する食材を決定するものとする。

- 2 甲は、発注する食材の決定のため、必要に応じて乙に参考価格表等又は見本、若しくはその両方の提出を求めることができる。
- 3 甲は、文書により、品目・数量・期日・納入場所(共同調理場、学校調理室)等を定めて乙に発注することを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 4 甲は、納入する月の前月の最終営業日から起算し5営業日前までに乙に対し発注する。
- 5 甲は、前項に規定する発注を行った後に、発注量等に変更が生じた場合は、食材の納入を受けようとする日の前々日までに乙に連絡することにより、発注量等を変更することができる。

(納入)

第3条 乙は、前条の規定による甲の発注に基づき、食材を納入しなければならない。

- 2 乙は、納入する食材の製造者及び生産地を把握していなければならない。また甲の指示に従い微生物及び理化学検査結果等を提出しなければならない。
- 3 乙は、食材の納入に当たり次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 食材の納入に従事する者の健康状態が良好であること。また服装が衛生的かつ適切であること。
 - (2) 甲の指定する場所に食材を衛生的な容器に収納し、直接床面に接触しないように納入するものとする。その際、調理室には立ち入らないこと。
 - (3) 食材を納入する際には、配送車等の衛生管理に留意し、食材の適切な温度管理のために、必要に応じ冷蔵車又は冷凍車を使用するものとする。
 - (4) 食材の納入の際に納品書を提出すること。
- 4 乙は、不測の事故等により食材の納入が不可能となった場合は、直ちに甲に連絡し、甲の指示を受けなければならない。
- 5 乙は、食材の納入に際して、調理場及び学校施設等に損害を与えた場合は、甲の指示により乙の負担において当該施設の補修等を行わなければならない。

(検査)

第4条 甲は、前条の規定により食材の納入を受けたときは、直ちに検査を行い、検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

- 2 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代替品と取り替えなければならない。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。
- 3 前2項に規定する検査に要する費用及び検査のために消耗、変質した食材の損失については、乙の負担とする。

(食材の価格)

第5条 食材の価格は、納入時における食材ごとの単価(以下「単価」という。)によるものとする。ただし、その価格は第2条第2項に規定する参考価格表等の単価又は小売等の単価を

基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、見積合わせにより納入事業者が決定された食材の価格は、その見積合わせにより決定した食材ごとの単価とする。
- 3 発注後、天災その他の不可抗力により物価に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、金額を変更することができるものとする。

(請求及び支払)

第6条 食材の購入代金の請求は、甲の指定する日までに甲に適法な請求書を提出することにより行うものとする。

- 2 前項に規定する適法な請求書には、甲が指定する内訳書等の書類を添付しなければならない。
- 3 甲は、前項に規定する支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の支払期限までに購入代金を支払わないときは、支払期限の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5%の割合で算出した遅延利息を乙に支払うものとする。

(担保責任)

第7条 甲は、第4条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)の規定により食材の引渡しを受けた後に、当該引渡しを受けた食材に損傷等の隠れたる瑕疵を発見したときは、乙の負担により、同じ規格及び数量の食材に取替えさせることができる。

(契約の解除等)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める事項に違反し、又はこの契約の履行を怠ったとき。
 - (2) 第4条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)に規定する検査に、数回にわたり合格しない食材を納入したとき。
 - (3) 食品及び公衆衛生関係法規等すべての関連法規、通達を遵守しないとき、又は違反したとき。
 - (4) その他、乙の責めに帰すべき事由により、この契約を継続することが困難であるとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲にその損失の補償を求めることはできない。ただし、すでに納入した食材がある場合、甲は、その購入代金については支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

